

令和6年度 高島市就学援助費給付申請について

申請期間および申請に必要な書類は、次のとおりです。

※生活保護の教育扶助を受給中の方は申請対象になりません。

ただし、お子さんが小学6年または中学3年に該当し、修学旅行に参加される場合は、経費の一部を就学援助費から支給します。

【当初申請期間】

4月8日(月) ～ 4月19日(金)

※当初申請期間終了後も申請は可能ですが、認定月によって学用品費等の支給額が月割りとなるほか、援助の種類によっては支給対象とならない場合があります。

※新入学児童生徒学用品費等は該当する児童生徒のうち、4月認定者のみ給付します。(当初申請期間に申請することが条件)

【提出先】

お子さんが就学する学校

【認否結果について】

当初申請にかかる認否結果は、6月下旬にお知らせします。

※当初申請期間終了後に申請された場合は、7月以降に随時お知らせします。

【申請の補足】

●令和6年1月1日現在において高島市に住民登録をされている方

市が所有する課税情報から、昨年1年間の所得額を確認いたしますので、「所得が確認できる資料」の提出は不要です。

ただし、確定申告がお済みでない場合は審査ができませんので、収入の有無に関わらず就学援助費給付申請期間中に確定申告をお済ませください。(同一生計の世帯全員)

なお、令和6年6月7日までに所得の確認ができない場合は、申請を却下することがあります。申請却下後に再度申請をして認定となった場合、経過月分は支給されませんのでご注意ください。

●令和6年1月1日現在において高島市外に住民登録をされている方
裏面の【提出書類】⑤をご確認ください。

提出書類は裏面のとおりに

【提出書類】

- 小・中学校どちらか片方のみお子さんが就学されている場合
 <必須>①②⑥ <該当する場合>③④⑤⑦
- 小・中学校の両方にお子さんが就学されている場合は
 - ・小学生のお子さん…<必須>①
 - ・中学生のお子さん…<必須>①②⑥ <該当する場合>③④⑤⑦

	書類名	ページ
①	令和6年度高島市就学援助費給付申請書(表)／関係資料(裏)	
②	委任状・口座振替依頼書	
③	「住宅の形態」で借家を選択した場合 (持家を選択した場合は添付不要) 令和5年中の家賃額(1月から12月まで)を証明する書類(契約書、更新書)の写し ※添付が無いと審査において家賃額の控除を行いません。 ※高島市営住宅にお住まいの場合、都市政策課で家賃証明を発行しています。 (発行料は就学援助の申請に使用する時は無料です。) 都市政策課:高島市役所本館1階 TEL 25-8571	
④	「援助を受けたい理由」で該当するもの	
	1. 生活保護を受けている。	⑤参照
	2. 最近まで生活保護を受けていた。	⑤参照
	3. 市町村民税が非課税である。	⑤参照
	4. 市町村民税の減免を受けている	減免通知書の写し
	5. 個人事業税の減免を受けている。	減免通知書の写し
	6. 固定資産税の減免を受けている。	減免通知書の写し
	7. 国民年金の掛金の減免を受けている。	減免通知書の写し
	8. 国民健康保険の保険料の減免または徴収の猶予を受けている。	減免通知書等の写し
	9. 児童扶養手当の支給を受けている。	児童扶養手当証書の写し ※紛失した場合は、子育て政策課で再発行を行ってください。 子育て政策課:高島市役所新館2階 TEL 25-8517
	10.世帯更正貸付補助金による貸付けを受けている。	貸付決定通知書の写し
	11.失業対策事業適格者手帳交付または職業安定所登録日雇労働者である。	そのことを証明できる書類の写し
12.生活が経済的に不安定である。	⑤参照	
⑤	所得を確認できる資料(該当する世帯全員分)	
	令和6年1月1日現在において高島市に住民登録をされている方 添付不要 令和6年1月1日現在において高島市外に住民登録をされている方 1月1日に住民登録のあった市区町村で発行された令和6年度(令和5年分)所得証明書(総収入額、総所得額、社会保険控除、生命保険控除、損害保険控除の記載のあるもの)または課税証明書、もしくは非課税証明書 ※6月7日までにお子さんが在籍する学校に提出してください。期限までの提出が無い場合は、審査ができないため支給額が減額になります。 ※所得証明書等は、令和6年6月から取得可能となります。詳しくは該当する市区町村にお問い合わせください。	
⑥	通帳の写し	
	金融機関・支店名・口座名義(カタカナ)・口座番号が書いてあるページ (ネット銀行の場合はカードの写しでも可)	
⑦	同一地番内で建物が別棟で生計を別にしてしている場合は、生計が別であることの証明の写し	
	同種同月の公共料金(電気、水道、ガス代)の領収書(各世帯それぞれ3か月分) なお、領収書の名義はそれぞれの世帯に属している方と一致する必要があります。	

学校に提出する前に、提出書類が全て揃っているか一度チェックしてください。一つでも漏れていると受理することができませんので、ご注意ください。